

令和 6 (2024)年10月 から

資源物 1 類

(びん・かん・ペットボトル・食品包装プラスチック)

の出し方が変わります

1. 透明袋のみ使用できます

判断の目安

○透明袋

透明袋



※袋から10cm離して
文字が読めるもの。

×透明袋以外

半透明袋

白色レジ袋



※袋から10cm離して
文字が読めないもの。

2. 食品以外の容器包装プラスチックも対象になります

品目例

リサイクルあり



洗剤容器

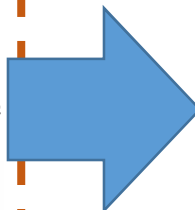
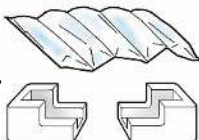


詰め替え容器



シャンプー
ボトル

梱包材



※食品包装プラスチックと
同一袋でお出してください

問い合わせ先：さいたま市資源循環政策課

電話：048-829-1338

FAX：048-829-1991

令和 6 (2024)年10月から変わること

- ・資源物 1 類を出す時の袋を透明袋のみ使用可に限定します。
- ・食品包装プラスチックに加え、シャンプーボトルや洗剤容器などの食品以外の容器包装プラスチックも出せます。（長辺30cmまで）
- ・収集するプラスチックの拡大に合わせ、「食品包装プラスチック」の名称を「容器包装プラスチック」に変更します。

令和 6 (2024)年10月以降も変わらないこと

- ・収集曜日は変わりません。
- ・びん・かん・ペットボトルの分別基準は変わりません。
- ・引き続き品目ごとに袋を分けてお出してください。

ごみ出し時の注意点

- ・汚れがあるものは水ですすいで汚れを落としてください。
- ・「資源物 1 類」では以下のものは出せません。

不適物の例



プラスチック製品



小型家電・発火のおそれがあるもの



刃物類



金属を含んだもの



ゴム・シリコンなど

よくある質問

Q：なぜ透明袋だけ使用可とするのか。

A：リチウムイオン電池などによる発火事故や作業員のけがが問題となっており、収集する際に危険なものを見分けやすくするために透明袋のみを使用可とします。

Q：透明袋はどこで買えるのか。

A：市内の各小売店で、使用のごみ袋の取り扱いが順次増えるよう、変更となる旨をお知らせしております。

Q：容器の汚れはどの程度落とせばよいのか。

A：水で軽くすすいで汚れが取れていればお出しいただけます。

※詳細は市WEB
ページへ



「さいたま市 資源物 1 類の
出し方が変わります！」